

2020年12月15日

各位

会社名 テ ラ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 平 智 之
(コード番号：2191)
問合せ先 執行役員／管理本部長 玉 村 陽 一
(電話：03-59372111)

東京証券取引所からの「改善報告書」の再提出請求について

本日、当社は株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に対し、2020年12月15日を期限として提出が求められていた改善報告書を提出いたしましたが、下記のとおり、東証より、当該改善報告書に記載された内容が明らかに不十分であるとされ、有価証券上場規程第502条第2項の規定に基づき、改善報告書の再提出を求められました（再提出期限：2021年1月7日）ので、お知らせいたします。当社は当該再提出の請求に対し、真摯に対応していく所存であります。

記

東証は、当社が2020年9月3日、特別利益及び特別損失の計上等について開示し、同月4日、固定資産の譲渡について開示した件について、投資者の投資判断に一定の影響を与える情報が数か月にわたって開示遅延されていたものであり、当社の適時開示を適切に行うための体制について改善の必要性が高いと認められることから、これらの適時開示違反（以下「本件適時開示違反」という。）につき、2020年12月1日に当社に対し、同年12月15日を期限として改善報告書の提出を求めていました。本日、当社は、改善報告書の提出を行ったものの、東証は、当該改善報告書の内容が明らかに不十分であるとして、有価証券上場規程第502条第2項の規定に基づき、当社に対してその変更を要請し、2021年1月7日を期限として改善報告書の再提出を求めたものです。

当社は、この度の再提出の重要性を深く受け止め、以下の点について、あらためて整理してご報告させていただきます。

(1) 当社が本件適時開示違反以前の2019年に生じさせた6回の開示遅延について、日本取引所自主規制法人に対して回答した改善策を十分に実施・維持できなかった詳細な経緯及び理由

(2) 本件適時開示違反の発生経緯及び理由、並びに(1)の改善策が十分に実施・維持されず、本件適時開示違反が生じた根本的な原因分析

(3) (2)を踏まえた、本件適時開示違反の実効性のある再発防止策

以 上